

令和5年度 第1回猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例検討委員会

日 時 令和5年6月9日（金）
午後6時30分～
場 所 猪名川町中央公民館
視聴覚ホール

1 開 会

皆さん、こんばんは。検討委員会での協議も、いよいよ最終章を迎えており、条例案の完成を目指しまして、皆様方のご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2 協議事項

①第6回の議事録について（資料1）

4ページ「それでも罰は入れるべき。5万円を取られることを痛いと思う人もいます。」と発言があったと思います。そのあと、上司が「結婚で部落には気をつけて」と言った事例が最近あったと委員より発言があった。地域での意識調査でも、差別で傷ついた経験がある人がいる。意見としては、5万円でも罰則は入れるべきということですが、その意見の根拠として、差別の現実はまだあるという根拠は、議事録に残した方がいい。あと、言い回しですが、5ページの下から11行目ですが、「～野放しにすれば～」について、わかりにくいので、「～野放しにしてはいけないので～」の方が伝わりやすい。

→2点修正

②条例（案）の弁護士相談の結果について（資料2）

③条例（案）最終について（資料3）

「行政指導に従うかどうかは任意である。」というのは本当か？行政指導はこのような扱いか？

行政指導とは、法的根拠がない。ある意味、行政からのお願いで相手が従うかはわからない。もっと効力があるものかと思った。

罰則などの法的根拠として「地方自治法の14条3項」が示されている。前回、過料の話が出たときに、こういう説明があるほうが議論できた。これなら猪名川町でもできると思った。時期尚早との見解だが、私は時期尚早だと全然思っていない。

時期の問題ではなく、このことが抑止力になればいい。氏名公表も大変なの

に、それ以上に罰則規定を設けるのは大変という意味ですが、それとは次元が違う話ではないか。抑止力を考えれば、罰則はある方がいい。可能か不可能か別にして。時期尚早との言葉は理解できない。それなら、いつならいいのかという話になる。条例ができ、そのあとに罰則を入れた改正をします、という担保があればいい。

氏名公表は町内のみで、例えばネット上の悪質な差別への抑止効果には疑問を感じる。罰則（過料）が絶対に違法だということであれば理解できるが、時期尚早の理由だけでは納得できない。氏名公表だけでは、町外の人への差別に対する抑止効果はない。罰金を必ずとれるとは思っていないが、それでも、前向きな条例づくりの姿勢は必要です。何か我々の思いとは違い、どういう次元で協議を行ない、回答を出したのか、疑問が生じる。

時期尚早というのは、地方自治法上は定めることができることを踏まえ、可能であるが、氏名公表により他人の人権を侵害する恐れがあることから、要件・手続きを丁寧に定めなければ、法律上ハードルが高いとの見解。氏名公表も近畿で一つの町でしか採用していない。氏名公表が、本当に抑止効果がないということになれば、次の段階として、罰則（過料）を条例改正して入れることもあり得るのかもしれない。目指すべきところは、氏名公表であったり罰則をとることではなく、いかに抑止力効果が発揮されるかである。それを現段階でどのように求めるのかということところです。この条例案は、パブリックコメントで広く意見を求める。他の自治体のパブリックコメントの内容を見ると賛成より否定的な意見も多い。その中で罰則（過料）については、更なる争点となる可能性がある。

まず、ここまでまとまってきた条例案を成立させることが大事だが、時期尚早という言葉は納得できない部分もある。ただ、全国の条例内容を見ると理念的な条例も多い中で、「本当に猪名川町でここまでやるのか？」ということを行っているのではないか。今、新たに作ろうとする条例が実を結ぶような形で、スタートして、猪名川の人権行政の流れやその成果を見ていく中で、さらなる現状に合った条例としていくことが必要。条例そのものの制定に反対されてしまうと本当に町民の総意として作られた条例にはならない。対立を生むことを避ける意味で、飲まないといけない部分もあるのではないか。

「時期尚早」は全国の条例の制定の状況からで、絶対に実現不可でもないように解釈している。不満もある委員もいるとは思いますが検討委員会で、罰則（過料）も必要との意見が出たことは、対外的に説明し、この条例の重要性を訴えるのも大事。

事務局も委員も、この条例を制定させたいという思いは同じ。制定させるための過程として、この罰則（過料）規定をどうするかということに尽きる。いず

れ改正をしたときに、それを盛り込むのも一案。

改正により罰則を入れることは可能か？

条例制定後に氏名の公表の実績を積み上げ、それでも、差別が解消されなければ次の段階を再考すればいい。これまでの議論も議事録で残る。答申の付帯意見に入れることも可能です。

付帯意見で残しても、文書が破棄されては何も残らない。罰則（過料）を入れることは、そんなに条例として成立しにくいものなのか？

この検討委員会も条例ができて終わりではなく条例検証のため姿を変えて存続するものと思う。皆様と共有する場を設け、効果検証する場は引き継がれていくので、検討委員会で罰則の議論があったこと自体はなくなる。

議会は、町としての一つの判断材料として町の顧問弁護士にも相談したと説明する。その中で、議員がどう感じるか、罰則を入れることに、弁護士が時期尚早と言っているが本当にこれでいいのかと sentirられる議員もいることは想像できる。町として最終判断した条例案が、町の顧問弁護士の意見を無視してやっていくこともありえる。

しかし、その場合、議会同意時どう判断されるかは未知数であり、顧問弁護士の意見も参酌しながら、まずは成立を目指したい。町として、現状で最善の条例案を提案させていただきたい。罰則（過料）があるだけで、可決か否決かといった議論ではない。顧問弁護士はこの分野に明るく熱心に教えていただいた。決して、この分野を軽んじて時期尚早とおっしゃっているのではない。兵庫県下でも、すべての市町で部落差別の条例化をしていない現状を踏まえて、また、先行している自治体も、理念条例が多い中で、町の条例案は一步も二歩も踏み込んで印象。部落差別について、我々は当然まだ現存するという立場だが、無くなったという意見の方もいる。その中で、罰則があるとそこまでののかという意見の方もでてくるのではないか。

氏名の公表でも慎重に進めなければならないから、刑罰規定は時期尚早という組み立てだが、なぜそうなのかを理由の部分を見せて欲しかった。弁護士の回答を踏まえ、前回に二段ロケットみたいにやっていかないと今の時期は難しいと言いましたが、他市のヘイトスピーチを禁止する条例では、どんな行為が、どうした場合にいけないのかということも厳密に定義している。そもそも罰則というのは、人の自由を制限するという事なので、これは本当に憲法で保障される表現の自由にも関係してくる。どんなことをしたら、罰則になるのかという定義は厳密にしないといけない。公共の場所で拡声器を使い「外国の出身者やその子ども達は、ここから出て行け」や身体とか名誉、財産に危害を加えるような発言をする、人以外の物に例える等、これをしてはいけないということ厳密に定めて、中止命令をして、尚且つ三回目のヘイトスピーチをした時に、

刑事告発すると定めている市もある。本当に罰則までに厳密にしないといけないという点から、修正を重ねたと新聞にも書かれていた。罰則があると抑止力があるだろうというだけでは、罰則を定めることはできないのではないか。仮に氏名を公表したとしても効果がない、そのような事実を積み上げて、いよいよ罰則が必要なのではないかという機運を高めていく必要がある。罰則がないと、インターネットに意図的に載せている人は、自分から消さない。絶対に罰則はある。しかしながら、そこまでには事実の積み上げがある。ほかの問題でもみんなにやってもらいたくないからという理由だけで、町が色々罰則を作っていたら、私たちの自由な活動を妨げることになる。罰則というのは厳密に規定しないといけない。

条例ができることで、少しでもいい方向に向いて欲しい。土地に対する忌避だとか、人に対する忌避だとか、そういうことが蔓延するとか、意図的にする人もいれば、意識しないでわが子の結婚相手など現実の問題を想定している。どこかの絵空事ではない。実際の町内の事例で息子が結婚したい人がいると言って連れてきた相手の女性がいわゆる被差別部落の人だとその両親にわかり、親に反対され、その息子が自死を選んで亡くなったこともあった。誰もが幸せにならない。今後、条例ができることで部落問題とどう向き合えるのかということ。条例ができたことで、命をなくす前に何かできることがあり、猪名川町の中で、条例ができてよかったということになったらいい。

言葉だけではなく、この議事録を残して繋げていきたい。

まずは、条例を制定して、5年ごとの意識調査を実施して、人権というものがどこまで町民に浸透しているか、というところを人権推進審議会等で検証し、水面下で差別が蔓延している実態もあるのなら、罰則規定も考えないといけないし、今、罰則が入ってないことをとやかく言うべきでない。

他市町では理念条例が多い中、町条例案はいい方向にいつている。加えて、過料もあつたらいいが、事実を積み重ねてそれを根拠に罰則を入れていく方法もあることを知った。問題は50万円の罰則があるからと言って、飲酒運転はなくならない、飲酒運転をする人はする。だからそういう悪質な人に対して、何か抑止できる担保があればいいとの思いで言った。

今のこの状況に関しては、過料でもいいが、氏名公表があるだけでも画期的。

この条例に対する強い思いを、委員の皆さんからお話をいただきました。全国に例を見ない、いわゆる罰則規定も含めた完全な条例を作るということは、私たちが部落差別を絶対に許さないという強い意思を示すことでありますので、それを最初に作るということは誇りであると思うのです。しかし一方で、この条例に関しましては、多様な意見があり、議会の中で事務局がそれに対する答

弁をするというのは、非常に苦慮することになるかと思われます。罰則規定を今回は入れないのですが、何らかの担保をいただくという形で、ここらあたりで議論を納めていただくということによろしいでしょうか。

この条例がなぜ猪名川町で必要なのかということも、町民全体で考えていただいて、罰則をいれなくても、この条例案でよかったと言っていただけるのが一番だと思う。この度の条例化により、猪名川町は部落差別を許さないということを強く打ち出して、それによって差別がなくなるというのが本来の理想です。もし、この条例で差別のない世の中を実現できないということであれば、次の段階、罰則を設けて強制するということにつながると思う。

この条例は部落差別がない猪名川町を実現するということを目的にしている。この条例を皆さんに理解していただいて、町民の責務として、この条例を活用していただく、差別を受けた人がこの条例によって救われるようなセーフティネットになるような条例になる、この条例があつてよかったなというふうになることが大切です。罰則規定を削除する形で進めていきます。

④町長への答申について（資料4）

答申案については、委員長に作っていただいた内容と本日の議論を踏まえて、付帯意見として、罰則について議論いただいたこと等について、追加させていただきます。

丁寧に書いていただいて、ありがとうございます。議論のポイントとか、先ほどの罰則の議論をしたということも追加していただきたい。

最初の2ページの「はじめにの」ところの、2段落目なのですが、インターネット上の同和地区の住所を検索し、特定の地域を同和地区として公開する動画投稿者数が増えています。本町の例ではありませんと書いていただいています。

この差別の実態が立法事実になると思う。議論の中にあつたような厳しい結婚差別の現実があるということ、間に挟まれた人が命を落としてしまう厳しい現実がある。結婚差別の実態などは、猪名川町と無関係ではない。その背景として、最初に意識調査の結果を見たと思うのです。同和地区の人と結婚して欲しくないという人が14.7%、差別発言を聞いたことがある人が23.7%。ですから、結婚して欲しくないと思っている人は6人に1人、差別発言を聞いたことがある人は4人に1人いる。同和地区に住むことを避けますという人は48.8%と半分近くある。このような意識があるから、インターネットに載せてもそれが広げられたり、使われるということがあり、やはり根強い差別意識がある。町の意識調査でも明らかになっているので、猪名川町も例外じゃないのだということをやちゃんと伝えたい。インターネットの問題の背景にやはり差別意識があると

いうことを伝えたい。

「命令を受けた者の氏名等を公表するとともに罰則を設けており」という箇所は削除させていただく。全体的にいろいろご意見をいただきましたので、委員長とご相談させていただきながら事務局できっちり整理をさせていただいて、最終答申案という形でまとめます。もう一度委員の皆様方には、最終形を確認していただく。

答申はいつ行うのか？

当初、5月を考えていたが、答申案の内容の調整も必要で6月中に内容を調整して、7月頃、委員長、副委員長から町長に答申していただく。議会への上程は、当初の9月から12月議会に変更します。

3 その他

・パブリックコメントの実施

答申後、パブリックコメントを実施。

パブリックコメント終了後、意見の有無にかかわらず、検討委員会を開催。

4 閉 会

今後は、事務局に頑張ってもらって、側面的に私たちも支えることができたらと思う。この後、どんな状況になったとしても、この問題は町内の人権の根本の問題ですので、これからも一緒に事務局と手を携えて頑張っていきたいと思えます。長い間本当にありがとうございました。